

## 国立病院機構東佐賀病院 ボランティア活動受入規程

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院（以下「当院」）におけるボランティア活動が適正かつ円滑に実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 ボランティアは当院において、自らの自由な意志に基づき、無報酬で医療行為以外の患者に関する療養上の援護を目的として、技術又は労務を奉仕すると共に、患者により良いサービスの提供及びケアの質の向上を図り、地域に密着した病院の運営を図ることを目的とする。

### （活動の範囲）

第3条 ボランティア活動は次の範囲とする。この規程でいうボランティア活動とは、病院本来の業務である基本的な医療行為以外の患者等に関する援護サービスをいう。

- 1) 入院患者等への援護サービス
- 2) 外来患者等への援護サービス
- 3) 病院の環境美化に関する援助
- 4) その他ボランティア委員会が必要と認めた事項

### （ボランティア委員会）

第4条 活動の目的を適正かつ円滑に運営するために、当院にボランティア委員会（以下「委員会」という）を置く。

2. 委員長は医長とし、院長が指名する。
3. 委員会の任務は、次によるものとする。
  - 1) 活動の具体的な内容について計画し、受け入れ部門との調整
  - 2) 受け入れに必要な設備、又は受け入れ態勢の整備
  - 3) 承認及び配属先の決定
  - 4) 指導及び研修の計画
  - 5) 活動結果の評価とその活用の検討
  - 6) 活動に関して、職員や地域住民に対するPR
  - 7) その他、活動に関する必要な事項の審議
4. 委員は、管理課長、副看護部長、庶務班長、療育指導室長、主任児童指導員、1~3看護師長代表1名、11~13看護師長代表1名、外来師長1名とする。
5. 委員長は、必要の都度委員会を開催するものとする。
6. 委員長は、必要と認める場合は関係職員を委員会に出席させることができる。

### （事務局）

第5条 委員会に事務局を置く

2. 事務局は、ボランティアの募集や受け入れに必要な事務処理の他、企画した研修会等についての広報、連絡、調整などの事務的な業務を行う。

3. 事務局は指導室とし、ボランティア係を配置する。

(コーディネーター)

第6条 委員会にボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という）を置く。

2. コーディネーターは庶務班長、副看護部長、療育指導室長の3名とする。
3. 実務は、療育指導室長が行う。

(コーディネーターの役割)

第7条 コーディネーターは、ボランティアと病院職員の双方の意見を聞き調整する等の役割を担うほか、次の業務を行う。

- 1) ボランティア活動希望者に対する面接及び受け入れ手続きを行う。
- 2) 採用されたボランティアに対してオリエンテーションを行う。
- 3) ボランティアの配置に関して連絡、調整を行う。
- 4) ボランティア活動に関する指導及び評価並びに支援を行う。
- 5) 病院職員からボランティアに対する活動内容や意見を取りまとめ委員会に報告する。
- 6) ボランティアと意見交換を行い、問題が生じた場合その解決に努める。
- 7) その他、ボランティアに関する事項の調整を行う。

(活動の届出・許可・終了)

第8条 当院において、ボランティア活動を希望する者（団体・個人）はボランティア活動許可申請書（別紙様式1号）に必要事項を記入し事前に申請するものとする。

2. 前項の申請があった時は、ボランティア委員会の審議を経て、病院運営に支障がなく、適当と認めた時には院長に具申し、院長がボランティア活動許可書（別紙様式2号）により、所属団体の長又は申請者に通知するものとする。
3. 活動員は自己の都合により活動を終了しようとするときは、別紙終了届（別紙様式3号）を院長に提出するものとする。

(ボランティアの義務)

第9条 ボランティアは当院の諸規定を遵守すると共にコーディネーターの指示に従うものとする。

2. ボランティアは当院内で知り得た患者のプライバシーに関する事項、その他について絶対に外部に漏らしてはならない。
3. ボランティアは、別紙ボランティア活動日誌（別紙様式4号）に活動内容等を記入し活動した都度、コーディネーターに提出しなければならない。

(活動の取り消し)

第10条 院長は活動員が第7条に違反し、また活動員として病院運営上ふさわしくない行為があった場合は、ボランティア委員会の審議を経て、第6条2項の許可を取り消

すことができる。

(教育・指導)

第11条 活動員に対して次の通り教育・指導を行うものとする。

- 1) 活動を始める際には、病院の概要、関係職場のオリエンテーションを行うものとする。
- 2) 原則として年1回は、ボランティア委員会の構成員と活動員との意見交換会を開催する。

(弁償責任)

第12条 活動員が故意又は重大な過失により、患者及び病院その他に損害を生じさせた時は、活動員はその弁済の責を負うものとする。

(事務処理)

第13条 委員会の事務処理は療育指導室長が処理するものとする。

(ボランティア保険の加入)

第14条 ボランティアは、原則としてボランティア保険に加入しなければならない。

2. ボランティア保険の保険料はボランティアが負担する。

(ボランティアの表彰)

第15条 定期的に実直なボランティア活動において、原則として年1回は、コーディネーターの推薦を受け、ボランティア委員会の審議を経て、適当と認めた者に対して、表彰するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるものの他、活動の受け入れに関する必要な事項は別に定めるものとする

附 則

この規程は、平成17年7月7日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式1号

# ボランティア活動許可申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立病院機構  
東佐賀病院長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

ボランティア活動について、下記の通り申請します。

コーディネーター確認印

--	--

別紙様式2号

## ボランティア活動許可書

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

独立行政法人国立病院機構  
東佐賀病院長

平成 年 月 日付にて申請のあったボランティア活動については、下記の条件を付して許可します。

### 記

1. 当院でのボランティア活動は、庁舎の維持管理、災害の防止などを図るため院長の許可を得た方に限り行うことが出来るものとします。
2. ボランティア活動は、指定する場所で担当者の指示に従って行うものとし特に日常生活動作、介助の方法は関係職員に確認しながら行い、双方(患者様・ボランティア)の危険防止に努めることとします。
3. ボランティア活動員は、当院内で知り得た患者様のプライバシーに関する事項について、絶対に外部に漏らしてはならないものとします。
4. ボランティア活動に関する窓口は、療育指導室とします。
5. 上記許可条件を遵守しない場合は、この許可を取り消すものとします。